

令和8年熊本地震 災害支援金申込要領

1. 災害支援金額 1口1万円以上をお願いします。

2. 募集期間 令和8年9月1日(火)～9月25日(金)

3. 申込要領

(1)別紙「令和8年熊本地震 災害支援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、9月24日(木)までに、FAX またはフォームにてご連絡ください。

(2) 災害支援金につきましては、原則として9月25日(金)までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を支援金額とさせていただきますこと、ご了承ください。

(3) 本災害支援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に必要な費用として活用させていただきます予定です。

寄附金税制上、本災害支援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が災害支援金を支出する場合の所得税の取扱い
所得控除はありません。

②法人が災害支援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められています。

〔期末資本金の額等(資本金の額+資本準備金の額又は出資金の額)×12分の当期の月数×1000分の2.5+所得の金額(法人税申告書別表四 仮計の金額+支出寄附金の額)×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5+1,500万円×100分の2.5〕×4分の1＝〔10万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体(県市町村)への募金をご検討いただけますと幸いです。

(4) 領収書は、災害支援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。

4. 振込先口座 桐生信用金庫 本店営業部 普通預金 1376952

きりゅうしょうこうかいぎしょ くまもとじしんしえんきん かいとう つくいますみ
桐生商工会議所 熊本地震支援金 会 頭 津久井真澄